

改定案（パブリックコメント用）

安心快適なまち、自然と共生する社会の継承

新発田市環境基本計画（第2次）

【平成28年度▶令和7年度】



平成28年4月 策定
令和4年 月【一部改定】

新発田市



改定案で修正・追加した箇所

ごあいさつ

新発田市は、山から海までの豊かな自然環境と情緒ある城下町の街並みが、四季折々に彩りを変える表情豊かで魅力あふれるまちです。自然は地域ごとにさまざまな特徴があり、生息する動植物も多種多様です。私たちには、地域の特色を活かすとともに、美しく豊かな自然の遺産を守り、次世代に引き継ぐ責任があります。

また、近年は天災が相次ぎ、環境に対する意識や生活の在り方について、これまでの価値観を覆されるような出来事が多くありました。その中で、経済優先ではなく「本当の豊かさとは何か」を、一人ひとりが考えさせられたのではないのでしょうか。今一度原点に立ち戻り、本当に心地よい暮らしを見つめ直していくことで、自然との関わり方も変化していくように思います。

このたび策定した「新発田市環境基本計画（第2次）」では、ふるさとの自然を守り引き継ぐこと、市民の皆様にとって安全で快適な生活環境を創出することを目指し、基本目標を「安心快適なまち、自然と共生する社会の継承」としました。この計画では、地球温暖化の進行や生物多様性の危機といった地球規模の課題を視野に入れながら、当市の環境保全のための指針を示しています。

目標の実現に向け、市民、事業者及び行政が一体となって取り組みたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びにあたり、貴重なご意見、ご提案をいただいた新発田市環境審議会の委員の皆様をはじめ、計画策定にお力添えをいただいた皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成 28 年 4 月

新発田市長 二階堂 馨



目 次

第 1 章 計画の基本事項

第 1 節	計画策定の背景及び目的	6
第 2 節	計画の位置づけ	6
第 3 節	計画の期間	7
第 4 節	計画の対象範囲	
1	対象とする地域	8
2	対象とする環境の範囲	9
3	対象とする主体と役割	10
第 5 節	計画の進行管理	11

第 2 章 環境の現状と課題

第 1 節	自然環境	
1	地形・地質・土壌	13
2	動植物	18
第 2 節	快適環境	
1	気象	22
2	水と緑の景観と公園	23
3	史跡と文化財	25
第 3 節	生活環境	
1	大気環境	27
2	水環境	27

3	地盤環境	30
4	交通に伴う環境負荷	30

第4節 地球環境

1	廃棄物と資源循環	31
2	地球温暖化	34
3	オゾン層の保護	35
4	海洋汚染	35
5	森林保全	36
6	生物多様性の保全	36

第3章 施策方針

	SDGsと環境基本計画	39
--	-------------	----

第1節	計画の基本目標・施策の体系	40
-----	---------------	----

第2節 長期目標・施策目標

1	自然環境	
	長期目標Ⅰ 豊かな自然と共生するうるおいのあるまち	43
2	快適環境	
	長期目標Ⅱ 清潔で美しいまち	46
3	生活環境	
	長期目標Ⅲ 環境汚染のない安全・安心なまち	49
4	地球環境	
	長期目標Ⅳ 資源循環を迫及するまち	53
	長期目標Ⅴ 地球環境に取り組むまち	55

資料

■ 補足資料	2
■ 新発田市環境基本計画策定体制	13
■ 新発田市環境基本条例	14
■ 環境基準	19
■ 用語の解説	31

A decorative graphic consisting of two overlapping circles. The front circle is solid green and contains the chapter title. The back circle is a thin green outline.

第1章 計画の基本事項

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景及び目的

昭和30年代における高度経済成長に伴い、著しい産業活動が原因となる公害や自然環境破壊が発生したことから、昭和42年に公害対策基本法が制定され、以降、さまざまな公害防止に関する法律が制定されました。

また、地球温暖化に代表される地球規模の環境問題が顕著化してきたことから、平成5年には、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として環境基本法が施行されました。

当市においては、平成13年に新発田市環境基本条例を、平成15年に新発田市環境基本計画を制定しました。計画の最終年度が平成27年度であること、また、変化し続ける環境情勢に対応する必要があることから見直しを行い、このたび「新発田市環境基本計画（第2次）」（以下、本計画という）を策定しました。

●一部改定の背景

平成30年4月に国の「第5次環境基本計画」でも、SDGs（※1）の考え方を活用し、環境・経済・社会の総合的向上を具体化するとの方針が示されました。

また、平成27年（2015年）の地球温暖化のパリ協定（※2）を受け、令和2年に国も脱炭素社会（※3）を目指すことを決定しました。

当市も令和3年4月、脱炭素社会を推進するため、まちづくり総合計画の施策の組替を行い、施策「グリーン社会」を新たに導入し、同年6月には、当市の脱炭素に対する姿勢を示すため、「新発田市ゼロカーボンシティ宣言※4」を行いました。

本計画は、まちづくり総合計画の変更に合わせて、令和4年に部分改定を行いました。

※1：本編 P39、資料編 P31

※2：資料編 P43

※3：資料編 P39

※4：令和3年6月23日に「2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを旨とする」を宣言しました。国内で411番目の宣言となります。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、新発田市環境基本条例に基づき策定するものです。計画の策定にあたっては、国・県の環境基本計画や新発田市まちづくり総合計画及び市のほかの関連計画との整合を図っています。

本計画は、当市における環境施策の基本的な計画であり指針となるものです。

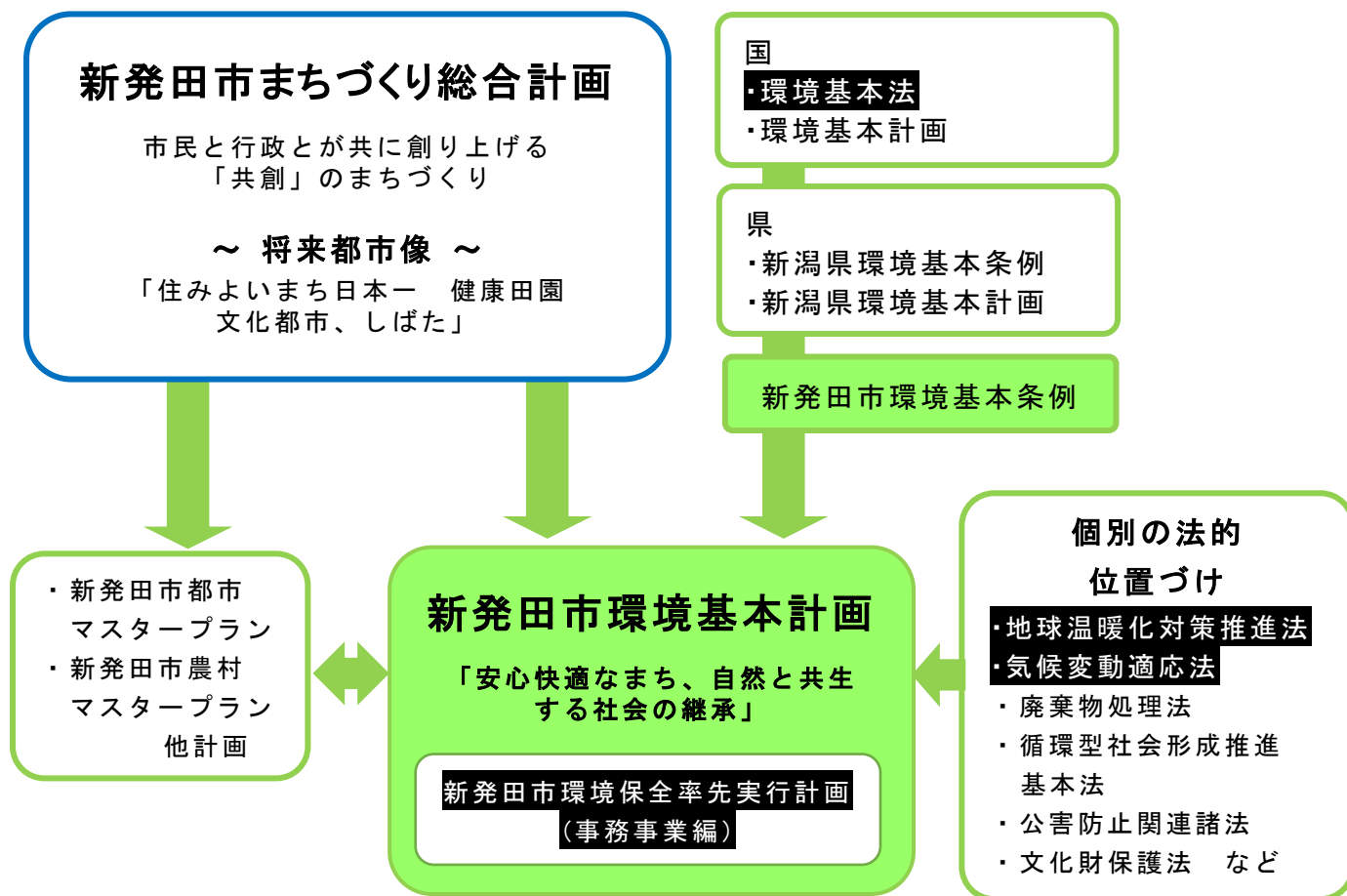


図 1 - 2 - 1 計画の位置づけ

第 3 節 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間とします。ただし、「新発田市まちづくり総合計画」の見直しや新たな環境問題及び経済社会情勢の変化に適切に対応するため、必要に応じて適宜変更するものとします。

令和 4 年度に本計画を一部改定しています。

計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
まちづくり総合計画	計画期間 8 年間						計画期間 8 年間							
環境基本計画	計画期間 10 年間													
							●	一部改定						

図 1 - 3 - 1 計画の期間

第4節 計画の対象範囲

1 対象とする地域

本計画は、当市の環境保全を目的としたものであるため、対象地域を市全域とします。

しかし、環境問題は自然環境・生活環境のように近隣市町村に及ぶものや地球環境のように全世界に及ぶものもあることから、それら全ての地域も対象とします。

このことを図示すると、対象地域は、下図のとおりになります。

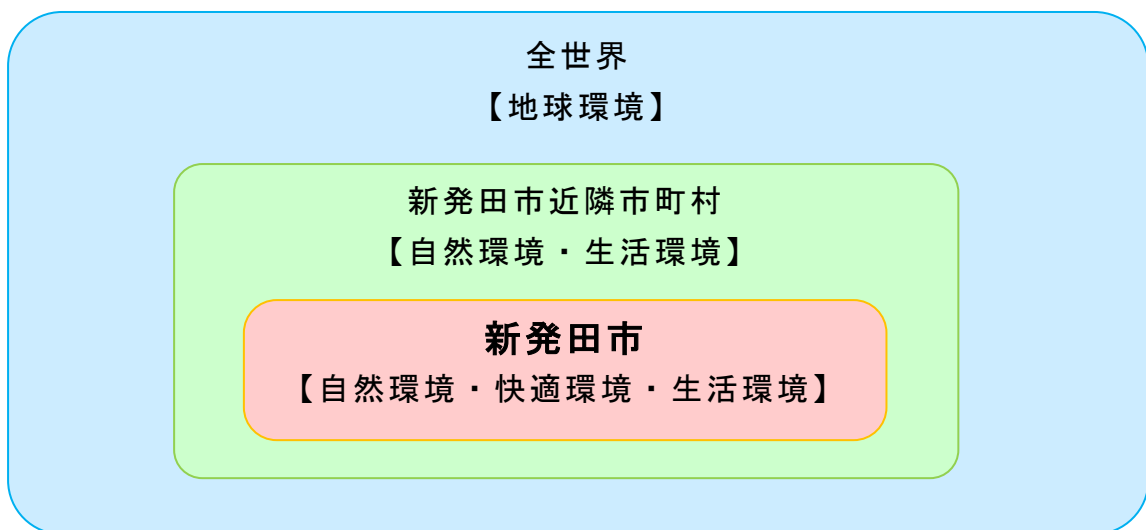


図1-4-1 対象とする地域

2 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、「自然環境」「快適環境」「生活環境」「地球環境」の4つとします。この範囲は更に下表の8分野に分けることができます。

表 1-4-1 対象とする範囲・分野・要素

環境範囲	環境分野	環境要素
自然環境	自然環境	地形・地質・土壌、動植物
快適環境	快適環境	気候、水と緑の景観、公園、史跡と文化財
生活環境	大気環境	大気汚染、悪臭
	水環境	水質汚濁
	地盤環境	地盤沈下、土壌汚染
	交通に伴う環境負荷	道路沿線の大気汚染、騒音・振動
地球環境	廃棄物と資源循環	廃棄物、3R
	地球環境問題	地球温暖化、オゾン層の保護、越境大気汚染、海洋汚染、森林保全、生物多様性の保全



3 対象とする主体と役割

「新発田市環境基本条例」では、市、事業者及び市民に対し、環境の保全に関する責務を、それぞれ次のように示しています。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

したがって、本計画で対象とする主体は、市、事業者及び市民とし、それぞれの役割を次のとおり定めることとします。

（1）市

市は、計画の中で基本的な目標と方針を示すとともに、具体的な施策を策定します。また、本計画に関して自ら実行するとともに、事業者と市民に対してより具体的な行動計画を示しながら、その実行を促進し、三者協力のもと本計画の目標を達成します。

（2）事業者

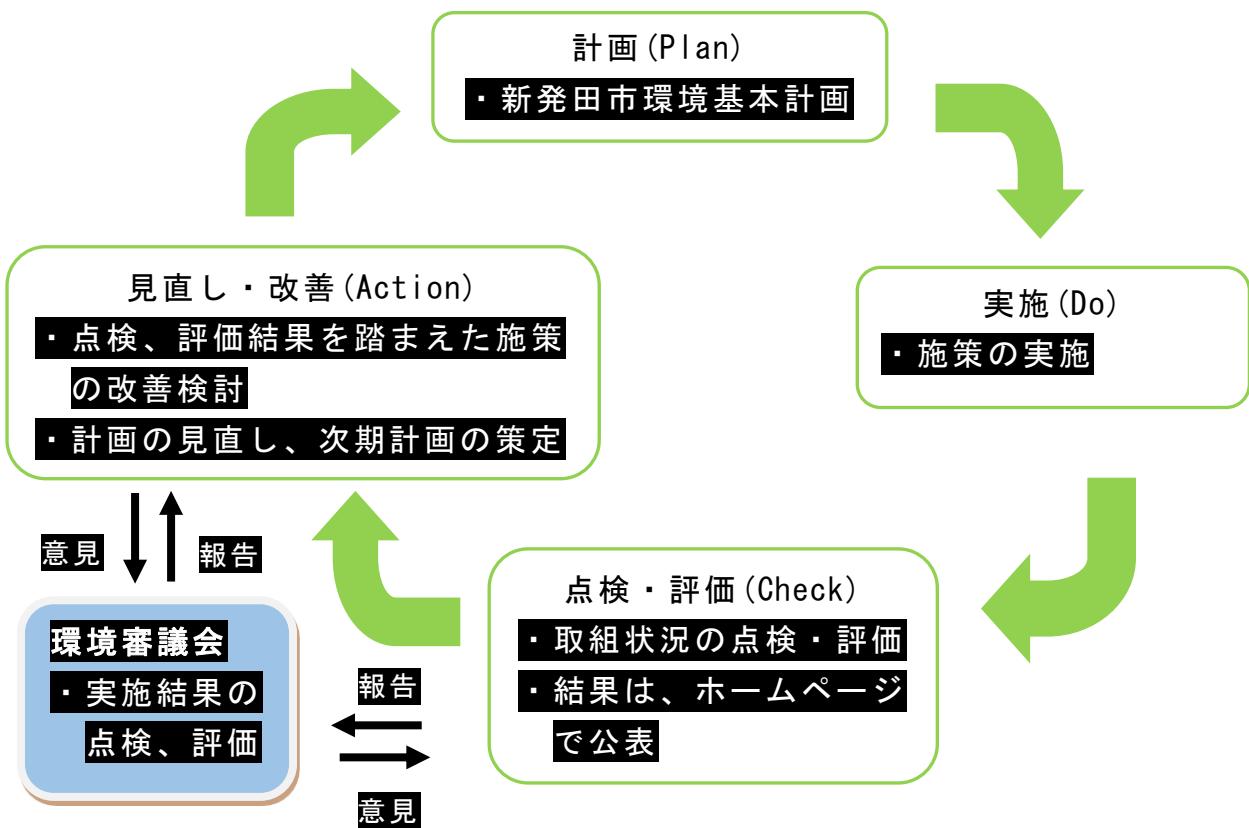
事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減させるとともに、よりよい環境保全を目指します。また、事業活動に直接関係しない環境保全の分野や項目においても、市や市民の取組に協力します。

(3) 市民

市民は、日常活動に伴う環境への負荷を低減させるとともに、市が実施する環境保全に関する取組に協力します。また、居住する区域の環境の保全活動に主体的に取り組めます。

第5節 計画の進行管理

本計画の実行にあたっては、施策の効果を検証して見直し・改善を行う「PDCAサイクル」によって進めていくとともに、必要に応じて本計画の見直しを行います。





第2章

環境の現状と課題

第2章 環境の現状と課題

当市の環境の現状を挙げ、今後の環境づくりに向けて改善すべき点を以下に整理します。

第1節 自然環境

当市は、人口10万371人（平成27年11月末現在）を有する新潟県北部の中心都市で、総面積は532.82 km²、その約70%は山地・丘陵地で占められています。東部に広がる山岳・山地部は大日岳（2,128m）、北股岳（2,025m）などの飯豊連峰の主稜線を含み、その大半が国有林野です。

市域の西部を占める平坦地は、飯豊連峰に源を発する加治川、二王子岳から流れ出る姫田川などにより形成された扇状地性低地、三角州性低地や海岸線に沿って発達する砂丘列と砂丘間低地などからなります。

1 地形・地質・土壌

現 状

（1）地形

- 南東側の山岳部では、V字谷などの谷地形が形成され、樹枝状に沢が発達しています。
- 平野部との境界付近には、北東から南西方向に楡形山脈、五十公野丘陵、笹神丘陵及び五頭連峰が連なり、山麓部にあたる中山間地は、小規模な丘陵地である里山と位置づけられます。
- 中央部では、加治川が楡形山脈と五頭連峰・笹神丘陵を分断するように北西方向に流下し、周囲は低位段丘が広がります。この低位段丘と飯豊連峰が接する付近には、中位段丘が狭長な範囲で伸びています。
- 南西部は福島潟に臨み、多少の起伏を含む平坦な水田単作地帯が広がります。
- 北部は紫雲寺潟を干拓して開発された地域で、水田地帯が広がるほか、畑地帯と松林が断続的に日本海まで続く丘陵地帯となっています。
- 北西部は日本海沿岸に続く砂浜が総延長約3kmに達し、遠浅の海水浴場となっているほか、沿岸海域は沿岸漁業の漁場となっています。

(2) 地質

- 表層地質は、山岳地形を形成する岩盤の分布地域と、これを覆う第四紀以降の半・未固結層の分布域に大別されます。
- 新第三紀層に分類される堆積岩類として、北部の楯形山脈には西山層と寺泊層に相当する泥岩が、南西部の笹神丘陵には西山層と第四紀更新世の魚沼層の泥岩・砂岩・礫岩が、五頭山地には七谷層から津川層に相当する泥岩・砂岩・礫岩が分布しています。
- 上記を除く飯豊山地の大半の地域に、中・古生代の砂岩・粘板岩・チャートと花崗岩類が分布しています。中・古生代の岩盤類は極めて硬質のため、V字谷のような急峻な地形を形成していますが、一方で節理や断層破碎帯のような不連続面が発達し、その多くで劣化が進んでいるため、浸食を受けて樹枝状に延びる谷地形が発達しています。
- 第四紀の未固結層のうち、段丘堆積物と扇状地性堆積物は、砂礫層を主体としています。中心市街地は、扇状地の堆積域に位置しており、一部では若干の地盤沈下がみられるものの、建築構造物等の基礎地盤としては良好です。
- 北西地域は大部分が砂質土で、信濃川、阿賀野川、加治川、胎内川などの河川により流出する土砂の堆積によって海中に発達した海成沖積層が隆起して沿岸層を形成し陸化したものです。
- 市内には、地形・湖沼陸水・地質岩石の分野で、新潟のすぐれた自然に選定されている対象地が5件あります（表2-1-2参照）。



図2-1-1 市の概要地図

出典：国土交通省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」

表 2-1-1 新発田市の地形区分ごとの面積

区分		面積 km ²	構成比 %		旧新発田 市 km ²	旧豊浦 町 km ²	旧加治 川村 km ²	旧紫雲 寺町 km ²
山地	大起伏	136	25.6	58.5	136			
	中起伏	82	15.4		78		4	
	小起伏	77	14.5		63		13	1
	山麓地	16	3.0		13		3	
丘陵地	大起伏	25	4.7	10.0	25			
	小起伏	28	5.3		13	12	3	
台地段丘	砂礫	18	3.4	3.4	5			13
	ローム	0	0.0					
	岩石	0	0.0					
低地	扇状地性	52	9.8	28.2	44	6	2	
	三角州性 (海岸砂丘含む)	98	18.4		57	18	12	11
	自然堤防	0	0.0					
計		532 km ²	100.0%		434 km ²	36 km ²	37 km ²	25 km ²

出典：経済企画庁総合開発局（1973）「土地分類図（新潟県）」

表 2-1-2 「新潟のすぐれた自然」に選定されている地形・地質

区分	件名	選定理由	新潟のすぐれた自然	
			1983年	1993年
地形	北股岳の非対称稜線・構造土	寒冷な気候下で形成された稜線の非対称と構造土	○	
	天王の浜堤と福島潟干拓地	浜堤と干拓地		○
	新潟砂丘	日本海岸における典型的な横列砂丘		○
湖沼陸水	飯豊山地の湖沼	高山地帯の山稜に見られる池沼		○
地質岩石	五十公野の赤色土	日本で最初に報告された古赤色土		○

出典：新潟県（1983）「新潟のすぐれた自然－地形・地質編」

新潟県（1993）「続・新潟のすぐれた自然－地形・地質編」

表 2-1-3 新発田市の地質層

地質時代		岩層名	岩質	固結度	主な分布域	
新生代	第四期	完新世	土石流堆積物	砂・礫	未固結	谷合の低地、斜面
			砂丘堆積物	砂		海岸砂丘地帯
			扇状地・三角州堆積物	砂礫、砂、シルト		加治川扇状地、沖積平野部
	更新世	段丘堆積物	砂礫	半固結	加治川、坂井川、板山川などの段丘地、台地	
		魚沼層	砂礫、砂、シルト			
	新第三紀	鮮新世～中新世	西山層	シルト岩、礫岩	固結	丘陵地、山麓地、五十公野丘陵、笹神丘陵
			椎谷・寺泊層	黒色泥岩		
			七谷層	硬質頁岩、流紋岩質凝灰岩		
			津川層～岩船層	礫岩、砂岩、流紋岩質凝灰岩、安山岩質凝灰岩、流紋岩		
	中生代	白亜紀・ジュラ紀～石炭紀		流紋岩、流紋岩質凝灰岩	固結	東部山岳地、山地、楕形山脈
花崗岩			斑状花崗岩、黒雲母花崗岩			
			チャート、砂岩、粘板岩			

出典：新潟県（1972）「土地分類基本調査－新発田」

(3) 土壌

- 地形・地質を反映して、高標高の山岳地は岩石地、山地部は褐色森林土壌からなります。
- 平坦地部と平野部は、水田としての利用が多いことからグライ土壌となっていますが、加治川扇状地の上流部では黒ボク土壌や灰色低地土壌も分布します。
- 海岸に近い砂丘列地帯では、砂丘上の砂丘未熟土壌と砂丘間低地のグライ土壌が帯状に分布します。
- 海側の砂丘部の土質は弱酸性の細砂で、保水力、保肥料に乏しく、内陸側の水田部はシルト層と粗砂が互層状態に分布しており、良好な帯水層を形成し地下水位は高く、地盤は軟弱となっています。

課 題

- 飯豊山地の北股岳や剣龍峽などの地形変化に富んだ美しい地形の保全
- 急傾斜地、土石流危険溪流、地すべり地等、山岳地に特有の危険個所の対策
- 上水道の水源としても利用されている豊富な地下水の適正な水量の確保
- 海岸浸食の進行に対する歯止めのための対策
- 飛砂防止のための松林の保全

表 2-1-4 新発田市近傍の土壌分布

区分		分布特性	主な分布域
山地土壌	乾性褐色森林土壌	山地の森林化で形成される土壌で、尾根地形にみられる	二王子岳や高知山、五頭連峰の尾根筋
	褐色森林土壌	山地の山腹斜面に分布する	二王子岳や高知山、五頭連峰の山腹斜面
	湿性褐色森林土壌	沢沿いの凹型の斜面に分布する	二王子岳や高知山山麓の谷筋
	岩屑性土壌・岩石地	山地の急峻な斜面や、その下部には土壌的な発達が未熟な岩屑性土壌が分布する	二王子岳や飯豊山の急峻な斜面
丘陵土壌	乾性褐色森林土壌 (黄褐色系・赤褐色系)	丘陵地の尾根地形に分布する	二王子岳山麓の丘陵地の尾根型地形
	褐色森林土壌 (黄褐色系・赤褐色系)	丘陵地・山麓地のなだらかな斜面に分布する	二王子岳山麓、五十公野丘陵、笹神丘陵
	黒ボク土壌	火山灰起源の土壌で、なだらかな山頂斜面や平坦部に分布する	菅谷地区や川東地区の山麓地や台地上
	赤色土壌	平野部に面した五十公野丘陵の北西部に分布する	五十公野丘陵の一部
台地土壌		火山灰起源の土壌で、平坦な台地上などに分布する	菅谷地区や川東地区の山麓地や台地上
低地土壌	砂丘未熟土壌	海岸砂丘地帯に分布する未熟土壌	旧紫雲寺町など海岸砂丘地帯
	褐色低地土壌	砂丘の内陸部や加治川などの河川沿いの低地に分布する	加治川、坂井川、姫田川等の河川沿いの低地
	灰色低地土壌	河川流域の沖積地に分布する中粒質の水田土壌	加治川扇状地の水田地帯
	粗粒灰色低地土壌	河川沿いや旧河道跡に分布する水田土壌	
	細粒グライ土壌	沖積平野部に広く分布する水田土壌	沖積平野部の水田地帯
	グライ土壌	沖積平野に分布する水田土壌で、下層にグライ化した緑灰色の中粒質土壌を有している	沖積平野部の水田地帯のうち、福島潟周辺など特に低湿な場所
	粗粒グライ土壌	沖積平野に分布する水田土壌のうち、主に旧河床の遊水池に分布し、下層に砂礫層をもつ	加治川扇状地の下流側や旧豊浦町など丘陵地に近い水田地帯

出典：新潟県（1972）「土地分類基本調査—新発田」

2 動植物

現 状

(1) 動物

- 二王子岳周辺、特に石川川流域などに動物種の豊かな生息地が残されています。
- 五十公野公園の升潟、紫雲寺の清潟、豊浦の福島潟は、ハクチョウなどの渡り鳥の飛来地となっています。
- 近年は、生息環境の悪化などにより、種の多様性が減少しつつあります。
- ハクビシンやブルーギルなどの外来種の侵入が報告されています。
- 山間部を中心にニホンザルによる農作物等の被害が多く発生しています。
- 近年、イノシシの出没の報告があります。

(2) 植物

- 加治川源流の飯豊連峰の稜線部や二王子岳山頂部など、標高 1,400～1,500m 以上の高標高地には、ハイマツ群落や高山植物群落、亜高山帯低木林が成立しています。
- 標高 500～1,400m の山地帯は、ブナなどの植生帯となり、ミズナラとブナが混交した二次林が広く分布しています。また、ブナの自然林は、加治川上流域や二王子岳上部に残されています。
- 急峻な山地斜面では、積雪・雪崩の影響により、ミヤマナラ、ヒメヤシャブシなどからなる自然低木林が発達しています。
- 標高 400～500m 以下の低山地はコナラを主体とした落葉広葉樹の二次林やスギ植林が広く分布し、五十公野丘陵や笹神丘陵などの 200m 以下の丘陵地ではアカマツ林がこれに加わります。
- 平坦部は、広く水田として利用されていますが、沿岸部の砂丘列地帯では、アカマツを主体とした樹林が比較的多く残されています。
- 近年は、生育環境の悪化などにより、種の多様性が減少しつつあります。
- セイタカアワダチソウなどの外来種の侵入が報告されています。
- 五十公野地区、紫雲寺地区、真木山地区では、松くい虫防除の対策を行っていますが、依然として予断を許さない状況にあります。

課 題

- 市街地に近い生息・生育地には、緩衝帯を設けるなどの配慮が必要です。
- 開発行為により生息・生育地が分断されたり失われたりする場合は、残された動植物を保全するとともに、失われた分布範囲を可能な限り復元させる必要があります。

- 外来種は、繁殖力が強く、地域の生態系に及ぼす影響が大きいと考えられるため、今後の動向を注視する必要があります。
- 野生動物による農作物被害などが拡大しているため、個体数の適正管理を行う必要があります。
- 松くい虫防除の対策を継続して行う必要があります。
- 海岸林は、民間所有が多く、管理が行き届かずに雪による倒木などの雪害が発生しているため、対策を講じる必要があります。

表 2-1-5 市内生息するとされる県指定絶滅危惧種（動物）

	絶滅危惧Ⅰ種	絶滅危惧Ⅱ種	準絶滅危惧種
哺乳類	モリアブラコウ モリ	エチゴモグラ	ホンドオコジョ
鳥類	オオワシ、オジロ ワシ、クマタカ	オオジシギ、サカ ツラガン、コジュ リン、シジュウカ ラガン、ハクガ ン、ミゾゴイ	オオタカ、オオヒシクイ、カンムリカ イツブリ、コサメビタキ、コヨシキリ、 チュウビ、トモエガモ、ハイタカ、ハ チクマ、ハマヤガ、ハヤブサ、マガン、 ミサゴ、ヒシクイ、ヨシガモ、ヨタカ
魚類 大型水生甲 殻類	トミヨ属淡水型	ウケクチウグイ、 シロウオ、ビリン ゴ、ホトケドジョ ウ	キタノメダカ、テナガエビ
昆虫類	マークオサムシ		エゾコガムシ、エチゴトックリゴミム シ、オオセイボウ、キハダカノコ、ニ トベキングチバチ、ベニヒカゲ、ムナ カタミズメイガ
両生類、爬虫 類		トノサマガエル	
陸・淡水産貝 類		ヤママメタニシ	エムラマイマイ、モノアラガイ

出典：新潟県（2001）「レッドデータブックにいがた」
 新潟県（2015）「第2次レッドリスト【淡水魚類】」
 新潟県（2014）「第2次レッドリスト【鳥類】」
 新発田野鳥の会（2012）「野鳥新発田」

表 2-1-6 市内における指定鳥獣保護区

	地域
国指定鳥獣保護区	福島潟
県指定鳥獣保護区	貝屋、藤塚浜、清潟、五十公野公園、北股岳、松浦

表 2-1-7 市内に生育するとされる県指定絶滅危惧種（植物）

絶滅危惧Ⅰ種	絶滅危惧Ⅱ種	準絶滅危惧種	地域個体群
サギソウ、ナガバノウナギツカミ、マルバウマノスズクサ、ヤナギトラノオ	イイデリンドウ、イヌタヌキモ、ウスヒメワラビ、エンコウソウ、オオニガナ、オニカナワラビ、オニバス、ガガブタ、カキツバタ、カモノハシ、ジュンサイ、サワギキョウ、サイゴクベニシダ、サデクサ、ノタヌキモ、ナツエビネ、ハクウンラン、ヒツジクサ、ヒメサユリ、ホクリクムヨウラン、ホザキイチヨウラン、マツグミ、ミヤマノコギリシダ、ヌカボタデ、ノウルシ、ミカツキグサ、ミズオオバコ、ミズチドリ、ミズドクサ、ミツガシワ、ミヤマキタアザミ、ミヤマノコギリシダ、ヤシャビシャク、ヤマコウバシ、ヤマスカシユリ	アギナシ、ウラジロ、ナガエミクリ	アカガシ、ウラジロガシ（広義）、ソヨゴ、ナツツバキ、フユイチゴ、ムジナスゲ、ミヤマヘビノネゴザ

出典：新潟県（2014）「第2次レッドリスト【維管束植物】」

新潟県（2014）「第2次レッドリスト【コケ植物】」

新発田市・(株)グリーンシグマ（2007）「貴重な植物調査事業業務委託報告書」



表 2-1-8 市内における植物のすぐれた生育地

件名	選定内容	新潟の すぐれた自然		植物群落 保護林	自然環境 保全地域	特定植物 群落調査
		1983 年	1993 年			
猿ヶ城岩	シダ植物群落	○		○		
剣龍峡	暖帯林	○				A
本田（中 峰）	湿原植生	○			○	D E G
滝沢	落葉広葉樹林	○				A
飯豊連峰	ブナ林、ミヤマナラ低木林	○				A、D E
椽平	サクラ樹林	○				A
赤谷 （俎倉山）	スギ天然林	○		○	○	A
二王子岳	多接地域の植物と高山植物の分布		○			E F
五頭連峰	湿性植物、南方系の植物、寒地・高山植物		○			
福島潟	広い湿原と多くの水生植物を含む自然豊かな潟湖		○			D
加治川	ブナ、ユキツバキ群落			○		

A 原生林もしくはそれに近い自然林

B 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群

C 比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群

D 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの

E 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの

F 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの

G 乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群

H その他、学術上重要な植物群落または個体群（種の多様性の高い群落、貴重種の生息地となっている群落等）

出典：新潟県（1993）「続・新潟のすぐれた自然－植物編」、植物群落保護林（関東森林管理局指定）、

自然環境保全地域（新潟県指定）、環境省（2000）「特定植物群落調査報告書

第2節 快適環境

当市は、変化に富んだ地形によって多様な自然環境が存在し、さまざまな生活環境が混在しています。

また、河川沿いの水辺空間や緑豊かな森林公園、市内に各所にある都市公園で、自然と触れ合うことができます。

1 気象

現 状

- 当市の気候は、典型的な日本海側の気候となっています。特に、背後に飯豊山地がそびえていることから、冬場の強い北西の季節風と多量の降雪が特徴的です。
- 月平均気温は、夏季が 25.5℃前後、冬季が 2℃前後となり、降雨量は梅雨時期と冬季間で特に多く、年間で 1,800 mm程度となっています。

課 題

- 市街地の積雪は、除雪で対応できます。しかし、山間部では例年、最大積雪深が 1~2mほどまで達します。そのため、雪下ろし等の対策が課題となっています。
- 近年各地で局地的大雨等の異常気象が発生しているため、それらの対策を検討する必要があります。

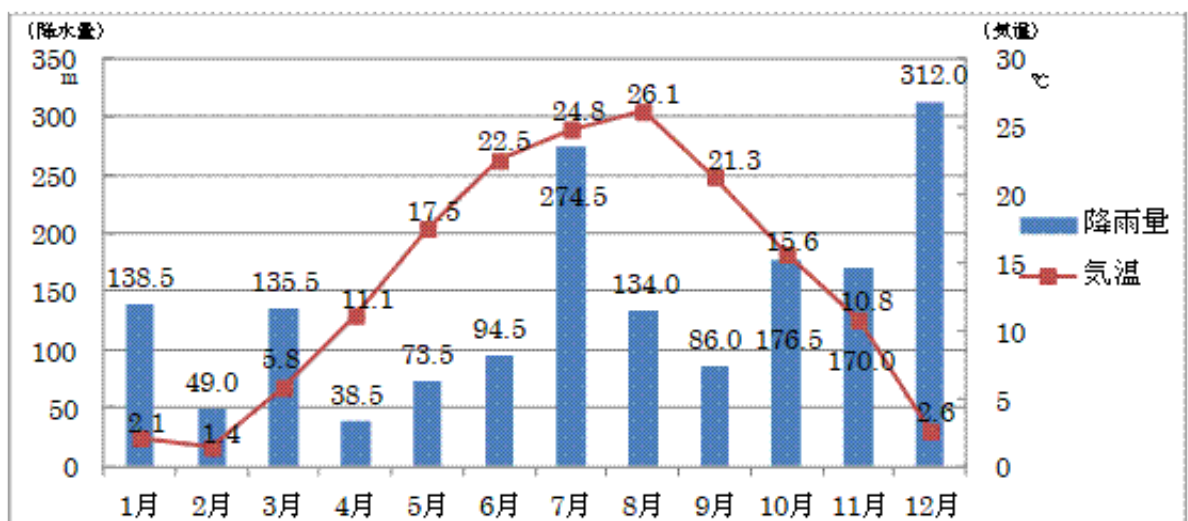


図 2 - 2 - 1 平成 26 年平均降雨量・気温

出典：新発田消防署

表 2 - 2 - 1 最大積雪深の推移

単位：m

	H22	H23	H24	H25	H26	5年間平均
市街地	0.63	0.95	0.37	0.21	0.65	0.56
赤谷	1.96	2.64	1.93	0.79	1.73	1.81
豊浦	0.60	0.94	0.40	0.30	0.60	0.57
紫雲寺	0.68	0.93	0.35	0.30	0.55	0.56
加治川	0.65	1.05	0.35	0.25	0.60	0.58
平均	0.90	1.30	0.68	0.37	0.83	0.82

出典：新発田市地域安全課

2 水と緑の景観と公園

現 状

- 当市には、藤塚浜海岸、加治川、新発田川、福島潟、清潟、升潟等の水辺空間があり、訪れる人々に親しまれています。
- 飯豊山地及び櫛形山脈は、市民が登山やハイキングに訪れ、自然と触れ合う場として親しまれています。
- 自然と触れ合う機会を創出することを目的とし、市内では、磐梯朝日国立公園、胎内二王子県立自然公園、五頭連峰県立自然公園が自然公園として指定されています。また、新潟県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域として、俎倉山及び中峰の2地域が指定されています。
- 市内には都市公園や森林公園など多くの公園があり、人口1人当たりの公園面積は約22.3㎡^(※1)となっています。

※1：平成26年新潟県市町村課調査

課 題

- 当市に多く点在する自然と触れ合う公園の保全と継承
- 市内における不法投棄の対策
- 市街地の緑化推進及び自然と触れ合う場の提供
- 効率性ばかりではなく、生物の棲み処や餌場、河川等の流水量の確保など生物の生存基盤に配慮した公共事業の推進

表 2 - 2 - 2 自然公園

公園名	指定年月日	指定面積	関係市町村
磐梯朝日国立公園	昭和 25 年 9 月 5 日	49,735ha (内、市内指定面積 6,172ha)	村上市・関川村・胎内市・阿賀町
胎内二王子県立自然公園 (楡形山脈地区、二王子地区)	昭和 34 年 3 月 24 日	13,686ha (内、市内指定面積 6,828ha)	胎内市
五頭連峰県立自然公園	昭和 34 年 3 月 24 日	6,013ha (内、市内指定面積 668ha)	阿賀野市

出典：新潟県自然公園配置図

表 2 - 2 - 3 自然環境保全地域

名称	所在地	指定年月日	指定面積	保全対象
俎倉山自然環境保全地域	赤谷	昭和 53 年 5 月 30 日 昭和 54 年 2 月 20 日 (特別地区指定)	普通:89.50ha 特別:54.45ha 合計:143.95ha	スギ天然林
中峰自然環境保全地域	本田	昭和 56 年 7 月 17 日	5.40ha (内、特別地区 1.2ha)	湿原

出典：新潟県自然（緑地）環境保全地域配置図



3 史跡と文化財

現 状

- 当市は、新潟県下越地方の行政、産業、経済、教育、文化などの中心的な都市として発展してきました。
- 当市の歴史は古く、旧石器時代から縄文・弥生時代の人々の暮らしぶりを示すさまざまな土器や土偶、石器類などが出土しています。
- 市内にある歴史的建造物等の文化財・史跡や街並みは、市民に親しみやすい落ち着いた生活空間をもたらしています。
- 新発田祭りのときに使われる台輪や各地域の神楽・獅子舞など、有形無形の民俗文化財が受け継がれています。
- 当市には、指定文化財として、それぞれ国指定が 10 件、県指定が 9 件、市指定が 48 件あり、これらの保存や活用は、文化的・経済的にも重要な位置づけとなっています。

課 題

- 有形・無形文化財の継承
- 文化財や史跡と街並みの調和

表 2 - 2 - 4 指定文化財一覧

				平成27年4月現在
区分	種 別	No.	名 称	備 考
国 指 定	重要文化財・建造物	1	新発田城表門・旧二の丸隅櫓 2棟 附 表門板札、隅櫓棟札	江戸中期
		2	旧新発田藩足軽長屋 1棟	天保13(1842)年
	重要文化財 美術工芸品・考古資料	3	新潟県村尻遺跡出土品 土偶形容器1点、土器14点、骨垂飾2点、附 石片1点	弥生前期～中期
	記念物・史跡	4	奥山荘城館遺跡 金山城跡	鎌倉期～室町期
	記念物・名勝	5	旧新発田藩下屋敷(清水谷御殿)庭園及び五十公野御茶屋庭園	江戸前期
			椽平サクラ樹林	
	天然記念物	7	ヤマネ	
		8	ヒシクイ	
		9	マガン	
	特別天然記念物	10	ニホンカモシカ	
県 指 定	有形文化財・建造物	1	市島家住宅 12棟、1構	江戸末期～明治
	有形文化財・彫刻	2	木造薬師如来立像 1躯	鎌倉前期
	有形文化財・古文書	3	市島家文書 16,528点	江戸期
		4	正保越後国絵図(元禄年間写) 1舗 (附 古絵図 2舗)	江戸中期
	有形文化財・考古資料	5	大沢経塚出土品	平安後期
		6	鉦鼓 1口	正和元年(1312年)
	有形文化財・歴史資料	7	旧新発田町上水道敷関係資料 48点	明治末期～昭和中期
	無形民俗文化財・風俗慣習	8	ショウキ祭り(浦の正貴祭り)	
	天然記念物	9	貝屋のお葉付イチョウ樹	

指定文化財 一覧 平成27年4月現在

市指定	有形文化財・建造物	1	宝光寺山門 1棟 附 棟札、山門絵図	弘化2(1845)年
		2	旧新発田藩石黒家住宅 1棟	江戸後期
		3	紫雲閣(旧白勢家観音堂) 1棟	明治35(1902)年
		4	宝光寺経蔵 1棟	江戸期
		5	菅谷寺本堂及び山門 本堂1棟、山門1棟 附 本堂棟札、山門棟札、山門版木	江戸期
	有形文化財・絵画	6	新発田藩歴代藩主肖像画 13幅	江戸期
		7	陣立図屏風 1双	江戸期
	有形文化財・彫刻	8	木造地藏菩薩立像 1躯	鎌倉期
		9	木造阿弥陀如来立像 1躯	鎌倉期
		10	木造十一面観音坐像 1躯	鎌倉期
	有形文化財・工芸品	11	銅製孔雀文馨 1面	鎌倉期
	有形文化財・古文書	12	新発田藩御記録 25冊	江戸期
		13	聿修碑 1基	宝永7(1710)年
		14	竹前家文書 21点	江戸中期
		15	神田家文書 11点	江戸中期～後期
		16	宮川家文書 13点	江戸中期～後期
		17	伊藤家文書 11点	江戸期
		18	新発田藩江戸上屋敷文書 418点	江戸期
		19	板山中野遺跡出土品 5個	縄文後期
	有形文化財・考古資料	20	蔵光十二林遺跡出土品 3個	縄文後期
		21	法音寺大日堂五輪塔 1基	鎌倉末期
		22	蛭取橋遺跡出土古墳時代木製品 7点	古墳時代後期
		23	宝積寺館出土墨書板碑 1点	室町期～戦国期
		24	山草荷遺跡出土弥生土器 19点	弥生中期
	有形文化財・歴史資料	25	新発田藩政資料 1,908点	江戸期
		26	菅谷寺算額 1面	享和元年(1801)年
		27	白勢檢校遺品 5点	江戸後期
		28	新発田藩学資料 3,258点	江戸期
		29	丹羽伯弘資料 214点	江戸後期
		30	藤戸神社算額 1面	明治33(1900)年
		31	上館八幡宮算額 1面	文政12(1829)年
		32	丸田正通和算資料 115点	江戸後期
		33	新発田藩版の版木 1,192枚	江戸初期
		34	奉先堂扁額 1面	江戸期
		35	新発田藩主溝口家花押印・印章及び丹羽長重印章 30類	江戸期
		36	赤穂四十七士木像及び長徳寺義士堂 47躯、1棟 附「義士堂扁額」、天井書画、堀部安兵衛銅像、「萬山不重」額	
	民俗文化財・有形民俗文化財	37	しばた台輪 (上町) 1基、額面纏1点、纏1点、幣束1点	江戸期
			(下町) 1基、額面纏1点、纏1点	
			(四ノ町) 1基、額面纏1点、纏1点	
			(三ノ町) 1基、額面纏1点、纏1点	
			(両町) 1基、額面纏1点	明治期
	38	(泉町) 1基、額面纏1点	江戸期	
	民俗文化財・無形民俗文化財	39	職人町獅子舞	
		40	稲荷岡神楽	
		41	五ヶ字神楽	
		42	下小中山獅子舞	
	記念物・史跡	43	旧会津街道一里塚 1基	江戸期
		44	新発田城跡 1構	江戸期
45		新発田藩主溝口家墓所 1,157㎡、37基	江戸期	
46		溝口勝政墓 1基	安土桃山期	
天然記念物	47	滝沢のミズバショウ群落		
	48	旧会津街道松並木		

その他文化財 一覧 平成27年4月現在

区分	種別	No.	名称	備考
国登録	登録有形文化財・建造物	1	石崎家住宅(石泉荘)離れ座敷	明治期
		2	石崎家住宅(石泉荘)茶室	明治28(1895)年
	登録記念物	3	旧石崎氏庭園(石泉荘庭園)	
県選定	県選定保存技術	1	新発田茅葺職人	

第3節 生活環境

当市の「大気環境」「水環境」「地盤環境」「交通に伴う負荷」は概ね良好な状態です。特に「水環境」においては、下水道の整備等により改善傾向が顕著となっています。

1 大気環境

現 状

- 市内の大気汚染物質等の数値は、概ね良好な値となっています。
- 酸性雨は、工場や自動車の排気ガスなどに含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物によって発生し、排出元から離れた地域の動植物にも影響を与えます。
- 光化学オキシダントについては、環境基準(※1)を超えた日数が令和元年度までの過去5年の間で年31～65日ありますが、注意報が発令(※2)されるほどには至っていません。
- 近年注目されているPM2.5(微小粒子状物質)(※3)については、平成26年2月に県が注意喚起を実施しています。
- 焼却炉、野焼き、側溝、畜舎、浄化槽が主要な原因となり、大気汚染や悪臭の苦情が発生しています。現在は少数ではありますが、家庭に普及してきている薪ストーブの煙や臭いによる苦情も発生しています。

※1：1時間値が0.06ppm以下

※2：発令基準は1時間値が0.12ppm以上

※3：資料編 P43

課 題

- 光化学スモッグ、PM2.5について監視を行い、注意報や注意喚起が出された際は速やかに市民等へ情報を提供していく必要があります。
- 市民に対する啓発や野焼きなどの違法行為への指導を行っていく必要があります。

2 水環境

現 状

- 河川の汚れを示す代表的な指標であるBOD(生物化学酸素要求量)(※4)75%値は、市内の主な河川では概ね改善傾向にあります。
- 加治川水系におけるBOD75%値は、環境基準(※5)を満たしています。
- 新発田川におけるBOD75%値は、調査地点及び年度によって環境基準(※6)

を超過しています。

- 加治川水系・新発田川以外の主な河川では環境基準の設定はありませんが、C類型環境基準(※7)を準用し BOD75%値を照らし合わせると、概ね基準を満たしています。
- 新発田川の流水量が少ない場所では、淀みができやすく良好な河川環境の妨げとなっていますが、水利権との関係により、現在は流水量の確保が困難となっています。

※4：資料編 P44

※5：A 類型：2mg/l以下、支流は準用

※6：C 類型：5mg/l以下、住吉橋より上流は準用

※7：5mg/l以下

課 題

- 新発田川以外の河川は概ね環境基準を満たしており、特に問題はみられません。今後も水質を良好な状態に維持していく必要があります。
- 新発田川は水質が改善する傾向にあるものの、環境基準達成に至っていません。
- 新発田川流域の良好な生活環境を保持するためには適正な流水量の確保が望まれます。
- 河川水質のより一層の向上を図るため、下水道及び集落排水を整備し、接続率を向上させる必要があります。また、合併浄化槽の普及及び単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する必要があります。

表 2 - 3 - 1 大気汚染物質の経年変化（年平均値）

		H15 ~ H20 平均	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
二酸化硫黄	ppm	0.000	0.000	0.000	-	-	-	-	■	■	■	■	■
一酸化窒素	ppm	0.002	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001	0.000	0.001	0.001	0.000	0.000
二酸化窒素	ppm	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.003	0.005	0.004	0.003	0.003
光化学オキシダント (昼間 1時間値)	ppm	0.033	0.040	0.038	0.035	0.039	0.037	0.038	0.039	0.039	0.038	0.037	0.036
浮遊粒子状物質	mg/ m ³	0.019	0.020	0.019	0.020	0.019	0.018	0.019	0.018	0.015	0.017	0.017	0.013

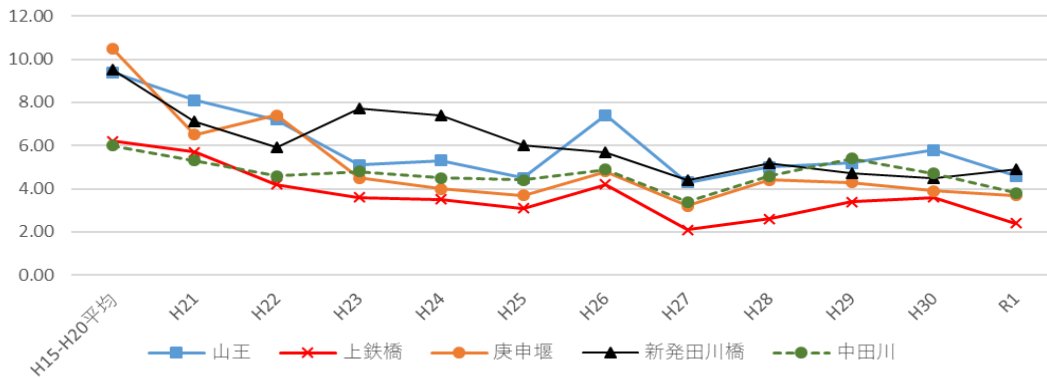
※測定：新発田一般環境大気測定局（新発田市中央町5丁目）

表 2 - 3 - 2 B O D 75%値の経年変化

単位 : mg/ℓ

		H15 ~ H20 平均	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
新発田川	山王	9.4	8.1	7.2	5.1	5.3	4.5	7.4	4.3	5.0	5.2	5.8	4.6
	上鉄橋	6.2	5.7	4.2	3.6	3.5	3.1	4.2	2.1	2.6	3.4	3.6	2.4
	庚申堰	10.5	6.5	7.4	4.5	4.0	3.7	4.8	3.2	4.4	4.3	3.9	3.7
	新発田川橋	9.5	7.1	5.9	7.7	7.4	6.0	5.7	4.4	5.2	4.7	4.5	4.9
加治川水系	西名柄(加治川)	1.1	0.9	0.8	1.2	1.1	0.7	1.1	0.9	0.9	1.1	1.0	0.8
	小戸(加治川)	1.0	0.9	0.6	1.1	0.8	0.7	0.9	0.7	0.9	0.7	0.9	0.8
	坂井川	1.3	1.0	0.8	1.0	1.0	0.8	1.0	1.3	1.1	1.0	0.8	0.9
	姫田川	1.4	1.4	0.9	1.2	1.3	0.9	1.3	1.7	1.5	1.3	1.3	0.9
その他 中小河川	切梅(太田川)	1.7	1.6	1.3	1.7	1.5	1.6	1.8	1.4	1.6	1.8	1.6	1.5
	太田川橋(太田川)	1.9	2.1	2.6	2.1	1.6	1.4	2.3	1.5	1.9	1.7	1.9	1.6
	中田川	6.0	5.3	4.6	4.8	4.5	4.4	4.9	3.4	4.6	5.4	4.7	3.8
	荒川川	1.8	1.8	1.8	2.0	2.0	1.5	1.7	1.3	2.0	1.8	1.4	1.6
	奥右工門川	1.9	2.4	2.5	2.1	2.3	2.3	2.2	1.8	2.2	2.0	2.5	1.6
	松岡川	1.8	1.9	2.2	2.1	1.7	2.1	2.2	1.4	1.8	1.9	1.8	1.5

新発田川・中田川BOD75%値経年変化



加治川水系・その他河川のBOD75%値経年変化

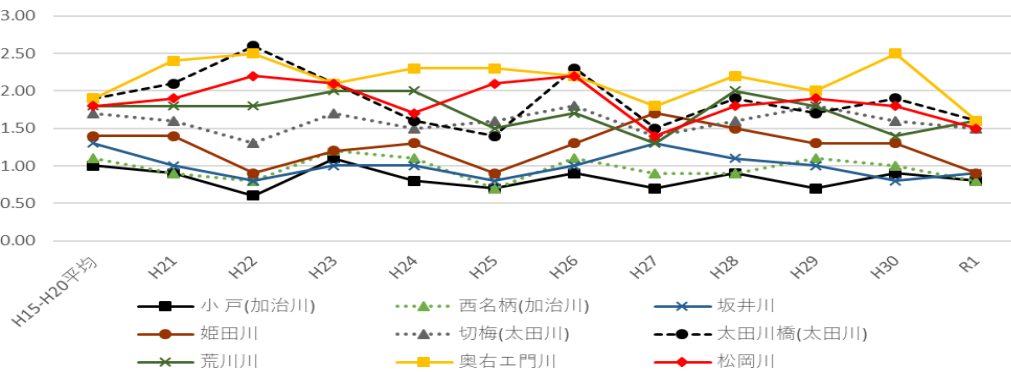


図 2 - 3 - 1 B O D 75%値の経年変化

※環境基準がある「新発田川橋」「西名柄・小戸(加治川)」は、資料にも記載しています。

3 地盤環境

現 状

- 当市の地盤沈下は市街地を中心にみられ、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間で最大 37.9mm の沈下がありましたが、構造物等への影響や防災上の問題が生じるまでには至っていません。
- 土壌汚染対策法に基づき、土壌の汚染状態が基準に適合しない区域として県が市内の 4 区域（※1）を指定しています。

※1:要措置区域：1 か所、形質変更時要届出区域：3 か所（令和元年 7 月 26 日 県公表）

課 題

- 当市の地盤沈下量は、観測を始めた昭和 62 年からの通算で最大 176mm となっています。引き続き、監視を続けていかなければならない状況です。
- 土壌汚染については、県と連携し汚染区域の監視や新たな土壌汚染の発生を防止するよう努めていく必要があります。

4 交通に伴う環境負荷

現 状

- 環境基準の地域類型指定のある道路に面する地域 8 か所で、令和元年度に騒音の測定を行った結果、基準の厳しい A 類型の 2 地点で環境基準を超過していました。
- 前述した大気汚染物質である一酸化窒素、二酸化窒素、光化学オキシダントの多くは自動車の排気ガスに由来するものと考えられます。

課 題

- 自動車による騒音の低減のため、交通量の抑制や低騒音舗装道路の整備が必要です。
- 道路沿道の大気環境については現在のところ問題となっていませんが、よりよい大気環境のため低排出ガス車の普及が望まれます。
- 自動車による大気汚染の低減のため、公共交通機関の利用促進を図る必要があります。

第4節 地球環境

産業の発展に伴う化石燃料や資源の大量消費により地球温暖化や海洋汚染が顕在化し、地球環境は人の生活や生態系に影響を与えるほど深刻な状況になっています。この問題には、全世界で取り組む必要があります。

地球環境問題（※1）の解決に当たっては、事業者や市民一人ひとりが関心を持ち取り組んでいく必要があります。

※1：資料編 P40

1 廃棄物と資源循環

現 状

- 平成26年度以降、家庭系ごみの排出量は、緩やかな減少傾向にありましたが、令和元年度から増加傾向に転じています。その一方で、事業系ごみの排出量はほぼ横ばいとなっていました。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化や経済活動の停滞の影響を強く受けて家庭系ごみの排出量が増え、事業系ごみの排出量が減っています。
- 水銀を含むごみを回収し、適切にリサイクルするため、平成30年度から蛍光管の分別収集を開始しました。
- 当市による家庭系の資源ごみ回収量は、年々減少傾向にあります。瓶製品（飲料など）や紙製品（雑誌など）の流通量が減っていることに加え、スーパーなどの民間業者が独自に行っている資源ごみ回収拠点へ持ち込む人が増えていることなどが、要因として考えられます。
- 事業系ごみの排出量が、家庭系ごみの排出量（資源ごみを除く）と同量程度となっており、他市と比べて非常に高い比率となっています。リサイクル可能な物が分別されず、ごみとして出されているものと考えられます。

課 題

- リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）の3R活動を推進し、ごみの排出量の抑制による環境負荷の低減を進める必要があります。
- 二酸化炭素の排出量を減らし地球温暖化を抑える方策の一つとして、現在焼却処分としているプラスチック製品について、リサイクルへの転換を検討する必要があります。
- 3Rの推進のために市民、事業者への周知啓発が必要となります。特に、事業系ごみの分別とリサイクルについて指導・啓発をしていく必要があります。

表 2 - 3 - 3 ごみの排出量

単位：t

項目		H22	H23	H24	H25	H26	H27
家庭系ごみ	燃えるごみ	17,245	17,218	17,570	17,502	17,465	17,364
	燃えないごみ	786	735	806	799	743	742
	小計	18,031	17,953	18,376	18,301	18,208	18,106
	資源ごみ	5,248	5,050	5,061	4,891	4,735	4,609
	合計	23,279 (0.226)	23,003 (0.224)	23,437 (0.23)	23,192 (0.229)	22,943 (0.228)	22,715 (0.227)
	リサイクル率	22.5%	22.0%	21.6%	21.1%	20.6%	20.3%
事業系ごみ	燃えるごみ	16,522	16,468	17,211	17,579	17,177	17,359
	燃えないごみ	753	692	686	686	686	641
	合計	17,275	17,160	17,897	18,265	17,863	18,000
総合計		40,554	40,163	41,334	41,457	40,806	40,715

() 内は市民 1 人当たりの排出量

単位：t

項目		H28	H29	H30	R1	R2
家庭系ごみ	燃えるごみ	16,888	16,950	16,758	16,994	17,588
	燃えないごみ	691	688	732	746	768
	小計	17,579	17,638	17,490	17,740	18,356
	資源ごみ	4,230	3,858	3,604	3,330	3,175
	合計	21,809 (0.220)	21,496 (0.218)	21,094 (0.216)	21,070 (0.218)	21,531 (0.225)
	リサイクル率	19.4%	17.9%	17.1%	15.8%	14.7%
事業系ごみ	燃えるごみ	17,749	17,705	17,237	17,309	16,460
	燃えないごみ	625	591	568	562	491
	合計	18,374	18,296	17,805	17,871	16,951
総合計		40,183	39,792	38,899	38,941	38,482

() 内は市民 1 人当たりの排出量

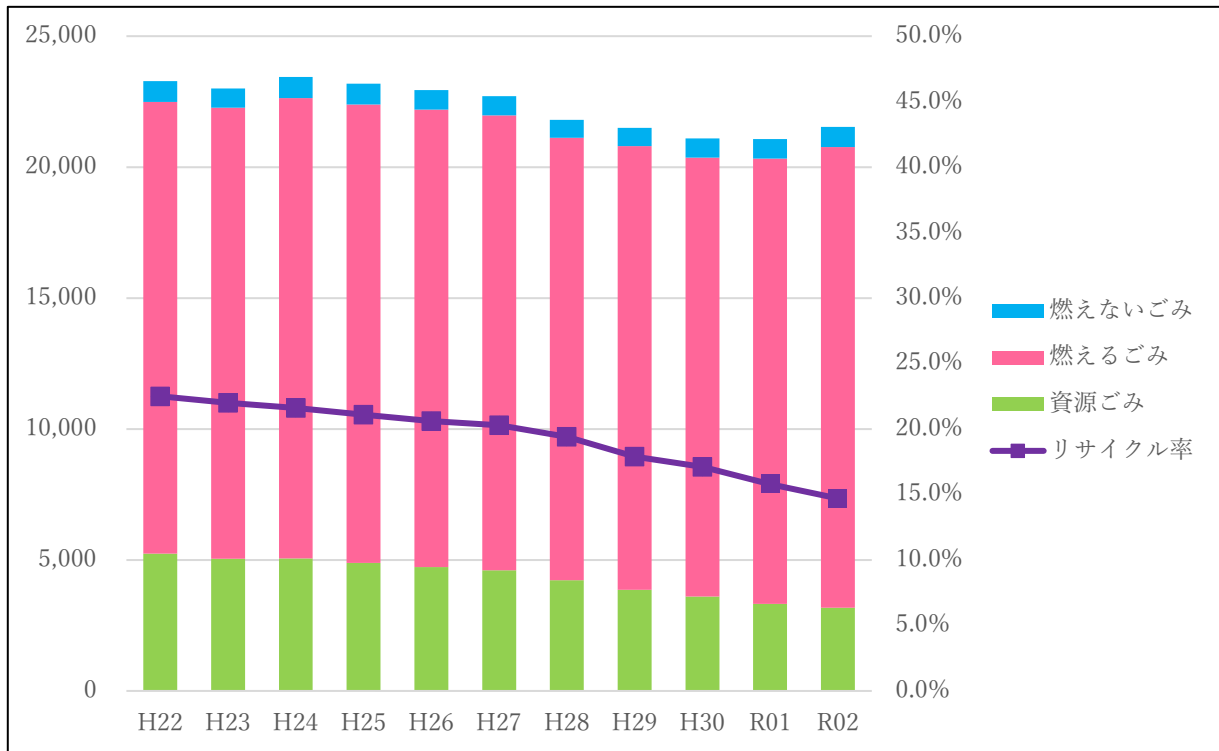


図 2 - 3 - 2 家庭系ごみ排出量及びリサイクル率

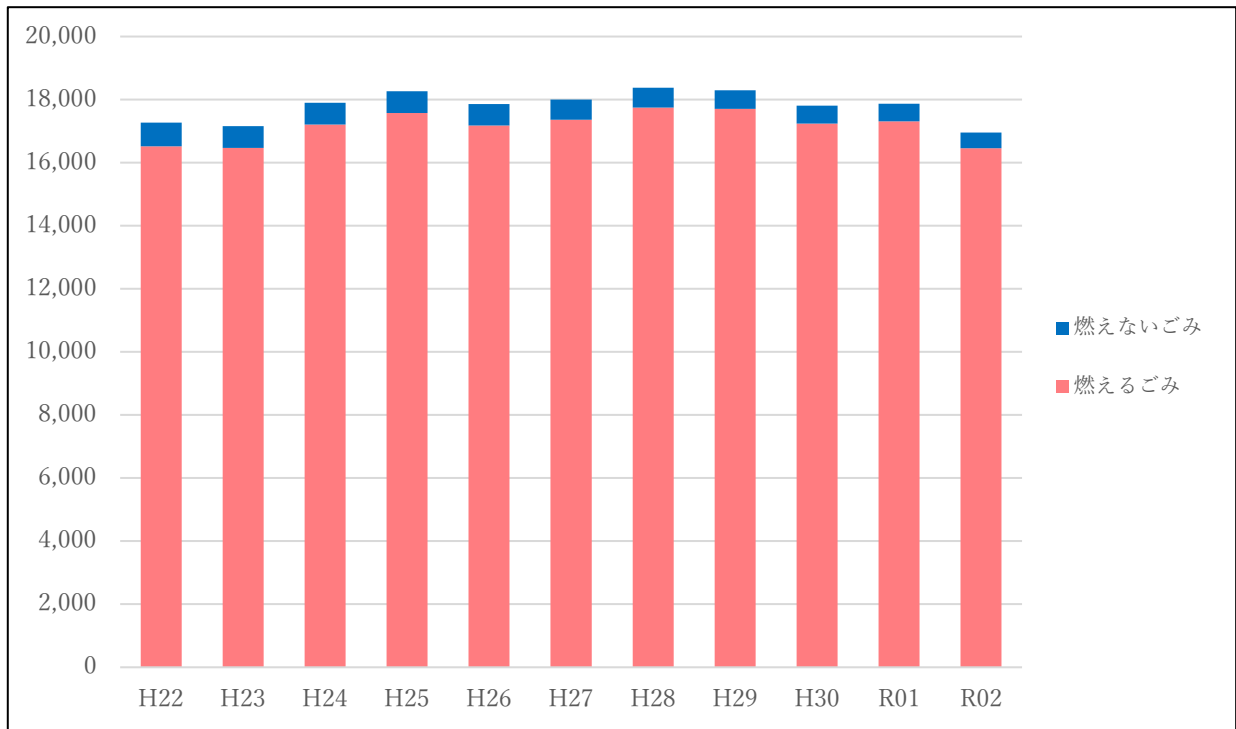


図 2 - 3 - 3 事業系ごみ排出量

2 地球温暖化

現 状

- IPCC 気候変動に関する政府間パネル) (※1) は、2021年の第6次評価報告書で世界平均気温は産業革命前1850年に比較して2020年には1.09°C上昇しており、有効な対策を取らなければ2100年までに年間平均気温が2.6~5.7°C上昇すると予測(※2)しています。
- 日本の年平均気温は100年あたり1.29°Cの割合で上昇(※3)しています。
- 世界の平均海面水位は、1901年から2020年の間で20cm上昇し、有効な手段を取らなければ2100年までに28~101cm上昇する(※4)とされています。海面水位の上昇は気温の上昇が止まっても、数百年から数千年単位で続くと言われており、2300年には7m上昇する予測もされています。
- 2015年国連において、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求する」としたパリ協定が採択されました。

さらに、2018年、IPCCは、将来の平均気温上昇が1.5°Cを超えないためには、世界全体の人為起源の温室効果ガスの正味排出量が、2030年までに、2010年水準から約45%減少し、2050年前後に正味ゼロに達する必要があると報告しました。(※5)

※1：資料編 P31

※2：資料編 P7

※3：資料編 P8

※4：資料編 P9

※5：IPCC 1.5°C特別報告書

課 題

- 省エネルギーや再生可能エネルギーによる温室効果ガス排出の抑制
- 温室効果ガスの吸収源となる森林保全及び都市緑化の推進
- 地球温暖化問題に関する理解の促進

世界における地球温暖化の脅威

IPCCが第4次評価報告書で発表したように、このまま温暖化が進み、2100年に地球の平均気温が化石エネルギーを重視しつつ高い経済成長を実現する社会では約4.0°C(2.4~6.4°C)上昇すると予測されていますが、地球はどうなるのでしょうか？

海面上昇

① 海水の熱膨張や氷河が融けて、海面が最大59センチ上昇します。南極やグリーンランドの氷床が融けるとさらに海面が上昇します。

動植物の絶滅リスクの増加

② 世界平均気温が産業革命前より1.5~2.5°C以上高くなると、調査の対象となった動植物種の約20~30%が絶滅リスクが増加する可能性が高いと予測されています。

マラリア感染地域も増加

③ 世界中で猛威をふるっているマラリアは、温暖化が進むとその感染リスクの高い地域が広がります。

異常気象の増加

④ 極端な高温、熱波、大雨の頻度が増加し、熱帯サイクロンが猛威を振るようになります。高緯度地域では降水量が増加する可能性が非常に高まり、ほとんどの亜熱帯陸域においては減少する可能性があります。

食料不足

⑤ 世界全体で見ると、地域の平均気温が3°Cを超えて上昇すると、潜在的食料生産量は低下すると予測されています。

熱帯低気圧の強大化

⑥ 温暖化により、強い熱帯低気圧は今後も増加すると予測されており、その結果、激しい風雨により沿岸域での被害が増加する可能性があります。

出典： IPCC 第4次評価報告書「気候変動の脅威」
 編集： JCCCA (JICA 地球温暖化防止活動推進センター)

3 オゾン層の保護

現 状

- オゾン層は地上から 10～50 km の上空にあり、太陽光に含まれる有害な紫外線を吸収する重要な役割を担っています。
- オゾン層が減少すると地上に達する紫外線の量が増加し、人間の健康や生態系に悪影響を及ぼします。
- 地球規模のオゾン全量は、1980年代から1990年代前半にかけて大きく減少しました。その後、減少傾向が緩和し、1990年代後半からわずかな増加傾向がみられるものの、オゾン全量は1970年代と比べて現在も少ない状態が続いています（※1）。

※1: 令和2年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書（環境省）

課 題

- オゾン層を破壊する原因となるフロン類の適切な回収
- ノンフロン製品の導入

4 海洋汚染

現 状

- 海洋汚染は、家庭や工場から排出された重金属や化学物質、廃棄物の海洋投棄、船舶の運航や事故による油漏れ等が原因となって引き起こされます。
- 流れ出た汚染物質は、食物連鎖によって濃縮され、これらを食べる動物や人間に被害が及ぶ可能性があります。近年は、マイクロプラスチック（※1）による海洋生物への影響が懸念されています。

※1: 資料編 P44

課 題

- 重金属、化学物質やプラスチックの海への流出防止

5 森林保全

現 状

- 森林は、二酸化炭素を吸収し酸素を供給することによって、地球温暖化防止に役立っています。また、土壌の保全、水源の涵養、多様な生物の保全などの重要な役割も担っています。
- 経済的な効率を優先した結果、世界各地において過剰な森林伐採が行われ、世界の森林面積は減少し、平成2年（1990年）以降、約1億7,800万haの森林が失われています（※1）。

※1：国際連合食糧農業機関（2020）「世界森林資源評価」

課 題

- 森林資源の保護管理と計画的な利用

6 生物多様性の保全

現 状

- 私たちの生活は、多様な生物が関わりあう生態系から得られる恵みによって支えられています。
- 開発や乱獲、外来種や化学物質、温暖化などの地球環境の変化は、生物多様性の減少に影響を与えています。
- 2010年の国際自然保護連合のレッドリスト（※1）には、14万2,500種が掲載され、その内の4万種以上が絶滅の危機にあるとしています。

※1：資料編 P45

課 題

- 多様な生物を育む豊かな自然を資産として捉え、次世代に受け継いでいく必要があります。



第3章

施策の方針

第3章 施策の方針

●SDGs と環境基本計画

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて採択された、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で、「誰一人取り残さない」「持続可能」で「多様性」と「包摂性」のある社会の実現のため、令和 12 年（2030 年）を年限とする 17 の国際目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）」が示されました。

本計画では、SDGs のゴールと各施策の関係を明確にし、持続可能な社会の構築に向けた環境施策をより効果的に展開することで、SDGs の実現に寄与することを目指します。

<17 の国際目標（ゴール）>

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1. 貧困をなくそう | 10. 人や国の不平等をなくそう |
| 2. 飢餓をゼロに | 11. 住み続けられるまちづくりを |
| 3. すべての人に健康と福祉を | 12. つくる責任 つかう責任 |
| 4. 質の高い教育をみんなに | 13. 気候変動に具体的な対策を |
| 5. ジェンダー平等を実現しよう | 14. 海の豊かさを守ろう |
| 6. 安全な水とトイレを世界中に | 15. 陸の豊かさも守ろう |
| 7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに | 16. 平和と公正をすべての人に |
| 8. 働きがいも経済成長も | 17. パートナーシップで目標を達成しよう |
| 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

※ 17 の国際目標とそれらに付随する「169」のターゲットから構成されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第1節 計画の基本目標・施策の体系

「新発田市環境基本条例」では、当市の環境保全に関する基本理念を次のように定めています。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活の基盤である 健全で恵み豊かな環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承する ことができるように、適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに自然と人との豊かなふれあいを保つことにより、自然と人間との共生を確保する ように、適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
- 4 地球保全は、人類共通の課題であることを認識し、すべての事業活動及び日常活動において着実に推進されなければならない。

また、「新発田市まちづくり総合計画」では「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」を将来都市像に掲げ、将来都市像を実現するために5つの分野と35の施策を設定しています。環境に関する分野「I生活・環境」では、「地域への愛着や誇りをもち、安心して住み続けられるまち」を基本目標とし、「飯豊連峰の山々から日本海沿岸部まで広がる美しい自然環境を未来へ継承し自然豊かなまちを守り育てていきます」としています。その目標を達成するための施策、「6グリーン社会」と「7環境保全」では、「地球環境に配慮した自然と調和のとれたまち」、「優れた自然と快適な生活環境が保たれ、心地よい環境で生活できるまち」を基本方針としています。

さらに、令和3年6月には、地球温暖化対策として令和32年(2050年)までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「新発田市ゼロカーボンシティ宣言」を行っています。

私たちが生きていく上で欠かすことのできない酸素や食料などは豊かな森林、肥沃な土壌、清浄な海や川からもたらされています。私たちが安心して暮らしていくためには、これらの豊かな自然と持続的に共生する社会を形成し、次の世代に受け継ぎ、公害や気象災害等に脅かされない、快適で安全な生活環境が必要となります。

これらを踏まえ、新発田市環境基本計画の基本目標を次のとおりとします。

安心快適なまち、自然と共生する社会の継承

施策の体系

基本目標	長期目標	施策目標	
安心快適なまち、自然と共生する社会の継承	長期目標 1 【自然環境】 豊かな自然と共生するうるおいのあるまち 6 安全な水とトイレを世界中に 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを増やす 15 陸の豊かさを増やす	(1) 山岳地の自然環境の保全 (2) 里山の自然環境の保全 (3) 農地の自然環境の保全 (4) 生態系の保全	13 気候変動に具体的な対策を 15 陸の豊かさを増やす 6 安全な水とトイレを世界中に 15 陸の豊かさを増やす 6 安全な水とトイレを世界中に 14 海の豊かさを増やす 14 海の豊かさを増やす 15 陸の豊かさを増やす
	長期目標 2 【快適環境】 清潔で美しいまち 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を 15 陸の豊かさを増やす	(1) 身近な緑の保全 (2) 水辺環境の保全 (3) 環境美化の推進 (4) 文化財の保護と歴史的景観の保全	11 住み続けられるまちづくりを 15 陸の豊かさを増やす 6 安全な水とトイレを世界中に 15 陸の豊かさを増やす 13 気候変動に具体的な対策を 11 住み続けられるまちづくりを
	長期目標 3 【生活環境】 環境汚染のない安全・安心なまち 3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任、つかう責任	(1) 大気環境の保全と悪臭の防止 (2) 水環境の保全 (3) 地盤環境の保全 (4) 騒音と振動の防止	3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを 3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任、つかう責任 3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを
	長期目標 4 【地球環境】 資源循環を追求するまち 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任、つかう責任 【地球環境】 地球環境に取り組むまち 4 質の高い教育をみんなに 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 12 つくる責任、つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 17 パートナーシップで目標を達成しよう	(1) 廃棄物対策の推進 (2) 脱炭素社会の推進 (3) オゾン層の保護 (4) 地球環境問題への理解の促進	11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任、つかう責任 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 12 つくる責任、つかう責任 4 質の高い教育をみんなに 13 気候変動に具体的な対策を 17 パートナーシップで目標を達成しよう 12 つくる責任、つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 17 パートナーシップで目標を達成しよう

個別施策	環境指標
------	------

<ul style="list-style-type: none"> ① 地形・地質の保全 ② 植生の保全 	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c8e6c9;">指標</th> <th>現況値 (H26)</th> <th>現況値 (R1)</th> <th>目標値 (R7)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然環境保全地域数</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>鳥獣保護区数</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現況値 (H26)	現況値 (R1)	目標値 (R7)	自然環境保全地域数	2	2	2	鳥獣保護区数	7	7	7
指標	現況値 (H26)	現況値 (R1)	目標値 (R7)										
自然環境保全地域数	2	2	2										
鳥獣保護区数	7	7	7										
<ul style="list-style-type: none"> ① 里山林の保全 ② 環境保全機能の維持 													
<ul style="list-style-type: none"> ① 環境保全型農業の推進 ② 環境保全機能の維持 													
<ul style="list-style-type: none"> ① 多様な生態系の保全と回復 													

<ul style="list-style-type: none"> ① 街路樹や緑地帯の整備 	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c8e6c9;">指標</th> <th>現況値 (H26)</th> <th>現況値 (R1)</th> <th>目標値 (R7)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林面積 (※1)</td> <td style="text-align: center;">33,839ha</td> <td style="text-align: center;">33,845ha</td> <td style="text-align: center;">33,839ha</td> </tr> <tr> <td>都市公園面積 (※2)</td> <td style="text-align: center;">135.85ha</td> <td style="text-align: center;">140.24ha</td> <td style="text-align: center;">136.86ha</td> </tr> <tr> <td>自然公園面積 (※3)</td> <td style="text-align: center;">13,668ha</td> <td style="text-align: center;">13,668ha</td> <td style="text-align: center;">13,668ha</td> </tr> <tr> <td>指定文化財の件数</td> <td style="text-align: center;">国10・県9・市48</td> <td style="text-align: center;">国10・県10・市51</td> <td style="text-align: center;">国10・県10・市51</td> </tr> <tr> <td>不法投棄の回収量 (※4)</td> <td style="text-align: center;">23.42 t</td> <td style="text-align: center;">10.70 t</td> <td style="text-align: center;">10.05 t</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現況値 (H26)	現況値 (R1)	目標値 (R7)	森林面積 (※1)	33,839ha	33,845ha	33,839ha	都市公園面積 (※2)	135.85ha	140.24ha	136.86ha	自然公園面積 (※3)	13,668ha	13,668ha	13,668ha	指定文化財の件数	国10・県9・市48	国10・県10・市51	国10・県10・市51	不法投棄の回収量 (※4)	23.42 t	10.70 t	10.05 t
指標	現況値 (H26)	現況値 (R1)	目標値 (R7)																						
森林面積 (※1)	33,839ha	33,845ha	33,839ha																						
都市公園面積 (※2)	135.85ha	140.24ha	136.86ha																						
自然公園面積 (※3)	13,668ha	13,668ha	13,668ha																						
指定文化財の件数	国10・県9・市48	国10・県10・市51	国10・県10・市51																						
不法投棄の回収量 (※4)	23.42 t	10.70 t	10.05 t																						
<ul style="list-style-type: none"> ① 河川や水路の多自然型空間の創出 ② 親しみやすい水辺の保全と形成 																									
<ul style="list-style-type: none"> ① 不法投棄の防止 																									
<ul style="list-style-type: none"> ① 指定文化財の保護 ② 歴史的街並みの保全の創出 																									

<ul style="list-style-type: none"> ① きれいな空気の確保 ② 悪臭防止対策の実施 	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c8e6c9;">指標</th> <th>現況値 (H26)</th> <th>現況値 (R1)</th> <th>目標値 (R7)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川のBOD75%値の平均 (①加治川水系、 ②新発田川、 ③その他の河川)</td> <td style="text-align: center;">①1.1mg/ℓ ②5.5mg/ℓ ③2.5mg/ℓ</td> <td style="text-align: center;">①0.9mg/ℓ ②3.9mg/ℓ ③1.9mg/ℓ</td> <td style="text-align: center;">①2 mg/ℓ以下 ②5 mg/ℓ以下 ③5 mg/ℓ以下 (※5)</td> </tr> <tr> <td>公共下水道の整備率</td> <td style="text-align: center;">58.1%</td> <td style="text-align: center;">50.4%</td> <td style="text-align: center;">83.1%</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水施設の整備率</td> <td style="text-align: center;">82.4%</td> <td style="text-align: center;">100.0%</td> <td style="text-align: center;">100.0%</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現況値 (H26)	現況値 (R1)	目標値 (R7)	河川のBOD75%値の平均 (①加治川水系、 ②新発田川、 ③その他の河川)	①1.1mg/ℓ ②5.5mg/ℓ ③2.5mg/ℓ	①0.9mg/ℓ ②3.9mg/ℓ ③1.9mg/ℓ	①2 mg/ℓ以下 ②5 mg/ℓ以下 ③5 mg/ℓ以下 (※5)	公共下水道の整備率	58.1%	50.4%	83.1%	農業集落排水施設の整備率	82.4%	100.0%	100.0%
指標	現況値 (H26)	現況値 (R1)	目標値 (R7)														
河川のBOD75%値の平均 (①加治川水系、 ②新発田川、 ③その他の河川)	①1.1mg/ℓ ②5.5mg/ℓ ③2.5mg/ℓ	①0.9mg/ℓ ②3.9mg/ℓ ③1.9mg/ℓ	①2 mg/ℓ以下 ②5 mg/ℓ以下 ③5 mg/ℓ以下 (※5)														
公共下水道の整備率	58.1%	50.4%	83.1%														
農業集落排水施設の整備率	82.4%	100.0%	100.0%														
<ul style="list-style-type: none"> ① 河川等の水質保全 ② 下水道等の整備等 																	
<ul style="list-style-type: none"> ① 適正な地下水利水量の維持 ② 汚染のない地下水と土壌の確保 																	
<ul style="list-style-type: none"> ① 自動車交通や工場等の騒音・振動の防止 																	

<ul style="list-style-type: none"> ① 廃棄物の発生抑制 (リデュース) ② 再利用の推進 (リユース) ③ 再資源の推進 (リサイクル) 	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c8e6c9;">指標</th> <th>現況値 (H26)</th> <th>現況値 (R1)</th> <th>目標値 (R7)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民1人当たりの家庭ごみ排出量</td> <td style="text-align: center;">228kg</td> <td style="text-align: center;">218kg</td> <td style="text-align: center;">223kg</td> </tr> <tr> <td>ごみのリサイクル率</td> <td style="text-align: center;">20.6%</td> <td style="text-align: center;">15.8%</td> <td style="text-align: center;">22.0%</td> </tr> <tr> <td>当市の業務における温室効果ガス排出量 (※6)</td> <td style="text-align: center;">14,064t-CO2</td> <td style="text-align: center;">14,016t-CO2</td> <td style="text-align: center;">11,602t-CO2</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現況値 (H26)	現況値 (R1)	目標値 (R7)	市民1人当たりの家庭ごみ排出量	228kg	218kg	223kg	ごみのリサイクル率	20.6%	15.8%	22.0%	当市の業務における温室効果ガス排出量 (※6)	14,064t-CO2	14,016t-CO2	11,602t-CO2
指標	現況値 (H26)	現況値 (R1)	目標値 (R7)														
市民1人当たりの家庭ごみ排出量	228kg	218kg	223kg														
ごみのリサイクル率	20.6%	15.8%	22.0%														
当市の業務における温室効果ガス排出量 (※6)	14,064t-CO2	14,016t-CO2	11,602t-CO2														
<ul style="list-style-type: none"> ① 温室効果ガスの排出抑制及び吸収源の整備 ① フロン類の管理適正化の推進 																	
<ul style="list-style-type: none"> ① 環境保全団体への支援 ② 環境教育の推進 																	

※1：森林面積：地域森林計画書

※2：都市公園面積：都市公園等一覧表

※3：関係市町村を含めた自然公園総面積：69,434ha(新潟県自然公園配置図)

※4：不法投棄回収量：1年を通じて不燃物処理場へ搬入した不燃ごみ量

※5：目標値 (R7) は、環境基準の値としていますが、この目標値にこだわらず、より良い状態を目指します。

※6：市役所の各庁舎及び学校等の電気、ガス、公用車のガソリンを使用することで排出される二酸化炭素の量

第2節 長期目標・施策目標

前節の基本目標と各環境分野の望ましい環境像から長期目標を定めます。そして、長期目標に基づいて施策目標を定めます。

また、目標達成のために取り組むべき基本的な個別施策を整理するとともに、計画策定後の目標の達成度や各施策の進捗状況を把握するため、環境の状態を客観的に、かつ分かりやすく捉えるために環境指標を設定します。

さらに、市、事業者及び市民の各主体が環境に配慮すべき指針を示します。

1 自然環境

● 望ましい環境像

地形変化に富む当市は、原生的自然が残る山間部、二次的自然と人々の暮らしが調和する里山、憩いの場である公園や街路樹等が点在する市街地といったそれぞれの地域によって、生息する動植物の状況も大きく異なります。

したがって、絶滅が危惧される動植物が多く生息・生育する地域は、開発などの人為的な自然の改変行為を極力制限し、豊かな自然を次世代へ引き継いでいく姿勢が望まれます。

また、里山や農地は、適切な人の手入れも必要となることから、人と自然がうまく共生できる環境づくりを行っていく必要があります。更に市街地については、市民生活や産業活動が優先され自然環境を保持することが難しいことから、快適環境の保全の視点からの検討が望まれます。

● 長期目標

I 豊かな自然と共生するうるおいのあるまち

● 施策目標

- ・ 山岳地の自然環境の保全
- ・ 里山の自然環境の保全
- ・ 農地の自然環境の保全
- ・ 生態系の保全



● 環境指標

環境指標	現況値 (H26)	現況値 (R1)	目標値 (R7)
自然環境保全地域数	2	2	2
鳥獣保護区数	7	7	7

● 施策目標ごとの個別施策

施策目標		個別施策	施策の内容
(1)	山岳地の自然環境の保全	地形・地質の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然変化に富んだ地形・地質の保全 ● 地形の改変による自然災害の防止
		植生の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林の維持管理の実施 ● 開発行為による植生への影響の配慮 ● 貴重な動植物の保護
(2)	里山の自然環境の保全	里山林の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 里山林における植林と維持管理の実施 ● 市民が自然と触れ合う場としての活用
		環境保全機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 里山における植物群落の保護 ● 里山の美化 ● 人と野生動物の共生の推進
(3)	農地の自然環境の保全	環境保全型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 減農薬・減化学肥料の取組 ● 有機資源の循環活用 ● 農業用資材の適正処理
		環境保全機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業用水路の多自然化への配慮 ● 耕作放棄地の自然保護機能としての活用
(4)	生態系の保全	多様な生態系の保全と回復	<ul style="list-style-type: none"> ● 絶滅危惧種をはじめとする動植物の保護と回復 ● 動植物の生息・生育状況の継続的な調査の実施 ● 開発行為における生態系への配慮



●各主体の取組

施策 目標	取組内容	市	事業者	市民
(1)	山岳地の自然環境の保全 ・地形の改変による自然災害の防止 ・森林の維持管理の実施 ・開発行為による動植物への影響の配慮 ・貴重な動植物の保護	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)	里山の自然環境の保全 ・里山林における植林と維持管理（下草刈り、間伐など）の実施 ・自然と触れ合う場としての活用 ・野生鳥獣とのすみ分け（緩衝帯の設置） ・野生鳥獣個体数の適正管理 ・植物群落の保護 ・里山の美化（不法投棄の防止）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(3)	農地の自然環境の保全 ・減農薬・減化学肥料の取組 ・有機資源の循環活用（食物残渣・家畜排泄物等） ・減農薬・減化学肥料の食材の選択 ・農業施設（用水路等）の多自然化への配慮	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(4)	生態系の保全 ・開発行為による影響の配慮 ・動植物生息・生育状況の継続的な調査の実施 ・絶滅危惧種をはじめとする動植物の保護及び回復 ・外来種やペットを自然界に放たない	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
—	自然環境問題への理解 ・自然環境問題の周知・啓発・学習 ・自然環境啓発活動に対する支援・参加 ・身近な自然環境の保護・保全	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

2 快適環境

● 望ましい環境像

水と緑は、私たちの日常生活に潤いをもたらすとともに、心地よい景観にとっても貴重な存在です。多くの市民がこれに触れ合うことのできる機会と環境の整備が望まれます。

歴史的建造物等の文化財・史跡や街並みは、市民に親しみやすい落ち着いた生活空間をもたらすものであり、これらの保全や整備に加え、積極的に活用することで、より質の高い快適環境を創出することが望まれます。

ごみの不法投棄防止の取組は、清掃活動など市民との協働により、清潔で美しい生活環境の保全や不法投棄防止の意識向上を図っていくことが望まれます。

● 長期目標

Ⅱ 清潔で美しいまち

● 施策目標

- ・身近な緑の保全
- ・水辺環境の保全
- ・環境美化の推進
- ・文化財の保護と歴史的景観の保全



データを更新し、目標値を変更しました

● 環境指標

環境指標	現況値 (H26)	現況値 (R1)	目標値 (R7)
森林面積 (※1)	33,839ha	33,845ha	33,839ha
都市公園面積	135.85ha (61 か所)	140.24ha (62 か所)	136.86ha (66 か所)
自然公園面積 (※2) (市内指定面積)	13,668ha	13,668ha	13,668ha
指定文化財の件数	国 10、県 9、市 48	国 10、県 10、市 51	国 10、県 10、市 51
不法投棄の回収量 (※3)	23.42 t	10.70 t	10.05 t

※1：森林面積：地域森林計画書

※2：自然公園面積：関係市町村を含めた自然公園総面積 69,434ha (新潟県自然公園配置図)

※3：不法投棄の回収量：1年を通じて不燃物処理場へ搬入した不燃ごみの量。

年間の推移は、資料編 P6

目標値 (R7) を変更：R1 を基準値として残り 6 年間で 6% 減少させる。

現況値 (R1) $10.07t \times 0.94 = 10.05t$

●施策目標ごとの個別施策

施策目標		個別施策	施策の内容
(1)	身近な緑の保全	街路樹や緑地帯の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市景観と調和した街路樹や緑の多い公園等の整備 ● 工業地域における緑地帯の整備 ● 公共施設における緑化の率先実行 ● 市有地における緑化への配慮
(2)	水辺環境の保全	河川や水路の多自然型空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川や水路における多自然化への配慮
		親しみやすい水辺の保全と形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園整備における水辺の保全と形成 ● 川辺などにおける親水施設の整備 ● 水辺の美化
(3)	環境美化の推進	不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> ● クリーン作戦などの環境美化活動や意識啓発の推進 ● 不法投棄ごみの回収
(4)	文化財の保護と歴史的景観の保全	指定文化財の保護	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的建造物や史跡の保護 ● 歴史的建造物や史跡と調和のとれた景観の整備
		歴史的街並みの保全と創出	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的街並みの保護と整備 ● 歴史的街並みを活用した城下町らしさの演出

●各主体の取組

施策 目標	取組内容	市	事業者	市民
(1)	身近な緑の保全 ・都市景観と調和した街路樹や緑地帯、公園の整備 ・施設における緑化の推進	○ ○	○	
(2)	水辺環境の保全 ・河川や水路における多自然化への配慮 ・川辺などにおける親水施設の整備 ・水辺の美化（不法投棄の防止） ・水辺環境の保全と良好な河川環境を推進するため、関係機関・団体との連携	○ ○ ○ ○	○ ○	○ ○
(3)	環境美化の推進 ・環境美化に対する意識啓発 ・環境美化活動である大クリーン作戦の開催 ・環境美化活動の参加・実施（除草・道路等の定期的な清掃） ・不法投棄防止のための監視・啓発 ・地域でのごみ出しの適正化 ・事業所周辺でのごみ散乱防止の取組	○ ○ ○	○ ○	○ ○
(4)	文化財の保護と歴史的景観の保全 ・歴史的建造物や史跡及び街並みの保全 ・歴史的建造物や史跡及び街並みと調和のとれた景観への配慮 ・地域での無形・有形文化財保護への協力	○ ○	○ ○	○ ○



3 生活環境

●望ましい環境像

生活を取り巻く環境には大気環境、水環境、地盤環境などがあります。きれいで悪臭のない空気や清らかな川の流れなど、それぞれの環境を望ましいものへ近づけていく努力が必要です。

○大気環境、水環境及び地盤環境

観測データからみると、大気環境及び水環境は概ね良好な状態といえます。しかし、単に観測データの数値を向上させるだけでなく、悪臭のない気持ちのよい大気と清らかな水に囲まれた生活環境が望まれます。

地盤環境については現在のところ大きな問題はありません。安定した地盤と清浄な土壌と地下水の維持が今後も望まれます。

○交通に伴う環境負荷

ガソリン車等から排出される排気ガスは、大気汚染の原因となる窒素酸化物などの有害物質や地球温暖化の原因となる二酸化炭素を含むことから、環境負荷の少ない電気自動車（EV）等のクリーンエネルギー車（※1）の普及促進や積極的な公共交通機関の利用促進が望まれます。

クリーンエネルギー車の普及を促進するためには、充電設備などのインフラ整備を行う必要があります。

※1：資料編 P33

●長期目標

Ⅲ 環境汚染のない安全・安心のまち

●施策目標

- ・大気環境の保全と悪臭の防止
- ・水環境の保全
- ・地盤環境の保全
- ・騒音と振動の防止



●環境指標

環境指標	現況値 (H26)	現況値 (R1)	目標値 (R7)
河川のBOD75%値の平均 ※ (①加治川水系、 ②新発田川、 ③その他の河川) (※1)	①1.1mg/ℓ ②5.5mg/ℓ ③2.5mg/ℓ	①0.9mg/ℓ ②3.9mg/ℓ ③1.9mg/ℓ	①2 mg/ℓ以下 ②5 mg/ℓ以下 ③5 mg/ℓ以下 (※2)
公共下水道の整備率	58.1%	50.4%	83.1%
農業集落排水施設の整備率	82.4%	100%	100%

※1: BOD75%値の平均は加治川水系4か所、新発田川4か所、その他の河川6か所の調査地点それぞれの平均

※2: 環境基準(資料編P3)の値としていますが、この目標値にこだわらず、より良い状態を目指します。

○施策目標ごとの個別施策

施策目標	個別施策	施策の内容
(1) 大気環境の保全と悪臭の防止	きれいな空気の確保	●大気汚染の監視 ●工場・事業所等に対する指導
	悪臭防止対策の実施	●日常生活や事業活動に伴う悪臭発生の未然防止 ●工場・事業所等に対する規制・指導
(2) 水環境の保全	河川等の水質保全	●水質汚染の監視 ●工場・事業所等に対する指導
	下水道の整備等	●下水道等の積極的な整備 ●下水道等の普及啓発
(3) 地盤環境の保全	適正な地下水利水量の維持	●地盤沈下の監視 ●地下水の適正利用についての啓発
	汚染のない地下水と土壌の確保	●地下水汚染及び土壌汚染の監視 ●工場・事業所等への指導 ●地下水汚染に対する安全対策
(4) 騒音・振動の防止	自動車交通や工場等の騒音・振動の防止	●騒音の監視 ●土地利用の適正化 ●工場・事業所等に対する規制・指導 ●公共交通体系の構築

●各主体の取組

施策 目標	取組内容	市	事業者	市民
(1)	大気環境の保全と悪臭の防止 ・大気汚染（光化学オキシダント・PM2.5）の監視・ 情報伝達 ・公共交通機関の利用 ・電気自動車等のクリーンエネルギー車の導入 ・クリーンエネルギー車の充電設備等のインフラ整 備 ・野焼きの防止 ・悪臭発生の防止	<input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>
(2)	水環境の保全 ・水質汚染の監視（河川等の水質検査） ・下水道接続への啓発普及 ・下水道への接続、合併浄化槽の設置 ・調理くず、廃食用油等の適切な処分	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
(3)	地盤環境の保全 ・地盤沈下・ 土壌汚染 の監視（地盤沈下の測定） 地下水の適正利用についての啓発 ・地下水の循環利用と適正使用量の維持	<input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>
(4)	騒音・振動の防止 ・騒音・ 振動 の監視（騒音の測定） ・騒音・振動の発生防止（事業騒音・生活騒音）	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>
—	公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、 地盤沈下、悪臭）の防止 ・公害防止協定の締結 ・公害防止設備の積極的な設置 工場・事業所等に対する規制・指導	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/>



4 地球環境

● 望ましい環境像

現在、世界の平均気温は、産業革命前に比べ既に約1℃上昇しているといわれ、温暖化が原因と考えられる昨今の異常気象は世界各地で人間社会や自然環境に深刻な影響を与えています。

しかしながら、地球環境問題（※1）は、規模が大きいことから身近な問題として捉えることが難しく、市民や事業者の地球環境に対する意識は高いとはいえません。

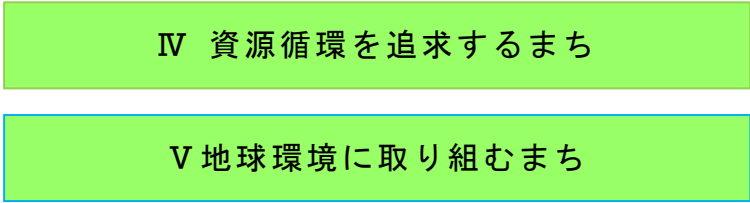
地球環境問題を解決するには、事業者や市民の一人ひとりがこの問題に対して関心を高く持ち取り組んでいくことが望まれます。

※1：資料編 P40

○ 廃棄物と資源循環

市の責務である一般廃棄物の適正処理に加え、市民・事業者・市がリデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）の3R活動に取り組むことで、ごみを減量化し、ごみの焼却により生じる二酸化炭素の発生量を減らすよう努めることが重要です。

● 長期目標



● 施策目標

- ・ 脱炭素社会の推進
- ・ オゾン層の保護
- ・ 地球環境問題への理解の促進



● 環境指標

環境指標	現況値 (H26)	現況値 (R1)	目標値 (R7)
市民 1 人当たりの家庭ごみ排出量	228 kg	218 kg	223kg
ごみのリサイクル率	20.6%	15.8%	22.0%
当市の業務における温室効果ガスの排出量 (※1) と削減率	14,064t-CO ₂	14,016t-CO ₂	11,602t-CO ₂ (※2)
	—	—	17% (※2)

※1: 市役所の各庁舎及び学校等の電気、ガス、公用車のガソリンを使用することで排出される二酸化炭素の量

※2: 市は、2030 年度（令和 12 年度）に温室効果ガス排出量 46%削減を目標としている。その目標に沿った令和 7 年度の目標値を排出量と削減率で示したもの

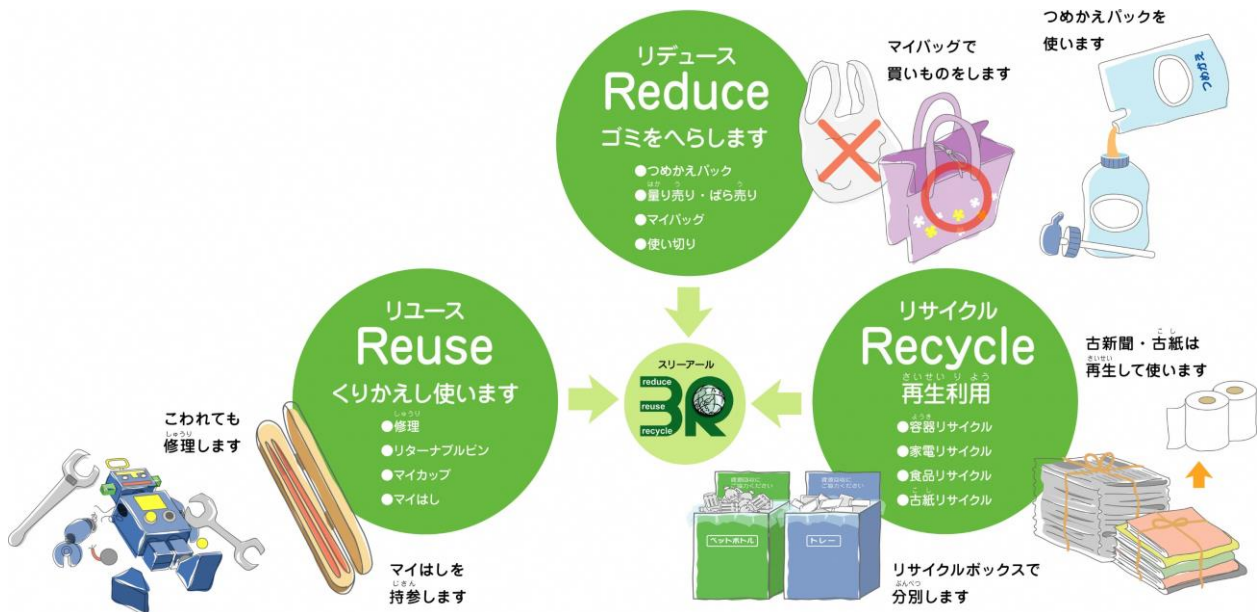
IV 資源循環を追求するまち

○ 施策目標ごとの個別施策

施策目標	個別施策	施策の内容
(1) 廃棄物対策の推進	廃棄物の発生抑制 (リデュース)	● 発生・抑制のための啓発
	再利用の推進 (リユース)	● 再使用・再利用品の普及拡大と積極的な活用
	再資源化の推進 (リサイクル)	● 分別収集の徹底 ● 生ゴミ等の資源化の推進 ● 「容器包装プラスチック」及び「製品プラスチック」のリサイクルの検討と取組 ● リサイクル推進のための啓発

○各主体の取組

施策目標	取組内容	市	事業者	市民
(1)	廃棄物の発生抑制（リデュース） ・ 廃棄物発生抑制の啓発 ・ 食品ロスの削減 ・ ごみの分別の徹底 ・ 過剰包装の廃止・簡易包装の選択 ・ マイバックの持参	○	○ ○ ○	○ ○ ○
	再利用の推進（リユース） ・ 再利用の推進の啓発 ・ 再利用製品の積極的購入	○	○	○
	再資源化の推進（リサイクル） ・ ごみの再資源化の啓発 ・ プラスチックなどのリサイクルシステムの構築 ・ 資源物（古紙・缶・ペットボトル等）の分別徹底 ・ 生ごみ再資源化の取組	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○



出典：環境省_ことも環境白書 2012

V 地球環境に取り組むまち

○施策目標ごとの個別施策

施策目標		個別施策	施策の内容
(2)	脱炭素社会の推進	温室効果ガスの排出抑制及び吸収源の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通機関の利用促進 ● 再生可能エネルギーの導入促進 ● 省エネルギーの導入推進 ● 自然資源等を活用した吸収源対策の実施
(3)	オゾン層の保護	フロン類の管理適正化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● フロン類の適正な管理
(4)	地球環境問題への理解の促進	環境保全団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保全団体との協働 ● 学校における環境教育の推進 ● 市民・事業所への意識啓発
		環境教育の推進	

緩和とは？

原因を少なく

2つの

気候変動対策

適応とは？

影響に備える

緩和策の例

節電・省エネ
エコカーの普及
再生可能エネルギーの活用
森林を増やす

CO₂ ↓
温室効果ガスを減らす

適応策の例

感染症予防のため虫刺されに注意
熱中症予防
災害に備える
水利用の工夫

高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

出典：国立環境研究所

●各主体の取組

施策 目標	取組内容	市	事業 者	市民
(2)	<p>脱炭素社会の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入促進（啓発・補助等） ・太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入 ・省エネルギー設備導入促進（啓発等） ・省エネルギー設備の導入 ・省エネルギー、再生可能エネルギーについての情報提供やサポート ・住宅・事業所の省エネルギー性能の向上（ZEB化（※1）等） ・クールビス・ウォームビスの実施 ・森林整備の実施（吸収源対策の推進） ・クリーンエネルギー車（電気自動車など）の購入 ・充電設備等のインフラ整備 ・ノーマイカーデーの実施 ・公共交通機関の利用 ・グリーン購入（省エネ家電など環境に配慮した商品を選択） 	<p>○</p> <p>●</p> <p>○</p> <p>●</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
(3)	<p>オゾン層の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フロン類の適正管理の啓発 ・フロン類使用設備の適正管理 ・ノンフロン製品の購入 	<p>○</p> <p>●</p> <p>●</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>●</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
(4)	<p>地球環境問題への理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動への協力・積極的な参加 ・環境教育の推進（イベント・学習会の開催） ・グリーンカーテン等への取組 ・マイクロプラスチックによる海洋汚染の啓発 	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

※1：資料編 P38



